

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令 の一部を改正する省令の概要

1. 改正理由

地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（以下「財会省令」という。）第 25 条において、地方公共団体金融機構の監査の際の基準と規定している「企業会計審議会により公表された監査に関する基準」が改訂されたことを受けて、監査報告書等の記載区分及び内容を変更するもの。

2. 改正内容

監査報告書、中間監査報告書及び内部統制報告書について、

- ①監査人の意見について新たに意見の根拠の区分を設けたこと
（財会省令第 26 条第 1 項第 1 号ロ及び第 2 号ロ、第 32 条第 1 項 2 号）
 - ②理事長の責任に加え監事の責任を追加したこと
（財会省令第 26 条第 1 項第 1 号ト及び第 2 号ホ、第 32 条第 1 項 3 号）
- 等に係る所要の規定の整備を行うもの。

3. 今後の予定

施行日：公布の日（令和 2 年 3 月 31 日予定）